





















月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
95	H30.6.1	H30.6.15	中央区銀座8丁目7番水道給水管漏水修理工事に関する修繕受付票、修理カード(2)・工事積算入力用・統計入力用、漏水修理(機動作業)工事日報、工事図面及び工事写真	20		1													(7条2号) 修繕受付票のお客さま名及びお客さま番号については、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため。 修理カード(2)・工事積算入力用・統計入力用目標通報者欄内の通報者氏名及びお客さま番号は、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するとともに、お客様の本人確認に用いる情報であることから、公にすると給水契約者本人へのなりすましが可能となり、当局の受付事務に支障が生じるおそれがあるため。 漏水修理(機動作業)工事日報請負者欄内の現場代理人名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため。 (7条2号及び4号) 請負者欄内の現場代理人氏名印は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるとともに、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められる情報であるため。 (7条2号) 工事写真内の交通保安員の顔の部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため。	中央支所給水課
96	H30.6.4	H30.6.18	東村山浄水場乾燥粉末活性炭注入設備設置工事に関する設計書一式及び図面	170		1							1						(7条4号及び6号) 施設名称及びその配置が分かるもの、信号リスト、運転フロー工程フロー単線結線図及びケーブルルート図は、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため。	東村山浄水管理事務所技術課
97	H30.5.8	H30.6.18	多摩北部給水所(仮称)から東村山市恩多町一丁目地先間送水管(900mm)新設工事(シールド工事)に関する諸経費算出表及び積算根拠資料のうちあるもの全て	27		1							1						建設副産物搬出先会社名 公表すると他の者に搬出先企業の経営上の情報が知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため 調査報告書に記載のある受託者の住所及び氏名並びに(7条4号) 代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名、局特別調査(臨時調査)に係る根拠資料内の受託者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 印影は、偽造等により、財産を侵害するおそれがあるため。 見積価格は法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれるとともに、見積価格及びその評価方法に関わる内容を開示した場合、見積会社の迷惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じるおそれがあるため。	多摩水施設部工務課
98	H30.6.4	H30.6.18	多摩北部給水所(仮称)から東村山市恩多町一丁目地先間送水管(901mm)新設工事(シールド工事)に関する諸経費算出表及び積算根拠資料のうちあるもの全て	27		1							1						(7条第2号及び4号) (1) 建設副産物搬出先会社名 公表すると他の者に搬出先企業の経営上の情報が知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため。 (3) 調査報告書に記載のある受託者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名局特別調査(臨時調査)に係る根拠資料内の受託者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	多摩水施設部工務課
99	H30.6.9	H30.6.15	江戸川区東瑞江二丁目13番地先から同区江戸川一丁目24番地先間外1か所配水小管布設替工事に関する設計書一式	28		1							1						(7条2号) 工事設計書の設計委託業者担当者名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であるため。	東部第一支所













月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
168	H30.6.19	H30.6.27	杉並区南荻窪三丁目4番地先から同区南荻窪四丁目10番地	581	1															西部支所配水課
169	H30.6.19	H30.6.27	大田区仲池上一丁目19番地先から同区仲池上二丁目34番地先間外2か所配水小管布設替工事に関する施工代価表	872	1															南部支所配水第一課
170	H30.6.19	H30.6.27	世田谷区赤堤五丁目38番地先から同区赤堤三丁目19番地先間外3か所配水小管布設替工事に係る施工代価表	988	1															南部支所配水第二課
171	H30.6.19	H30.6.27	足立区青井六丁目25番地先から同区青井六丁目16番地先間外2か所配水小管布設替工事に関する施工代価表	879	1															東部第二支所配水課
172	H30.6.19	H30.6.27	練馬区中村北二丁目11番地先から同区中村北二丁目10番地先間外2か所配水小管布設替工事における施工代価表	581	1															給水部配水課
173	H30.6.19	H30.6.21	江東区三好四丁目3番地先から同区千石一丁目12番地先間配水小管布設替工事に関する施工代価表	568	1															東部第一支所配水課
174	H30.6.26	H30.6.29	・工業用水道供給状況内訳(平成30年5月31日現在) ・工業用水道供給状況内訳(平成29年3月31日現在)	18	1															浄水部管理課
175	H30.6.20	H30.6.29	工業用水道供給状況内訳(平成30年5月31日現在)	9	1															浄水部管理課

※公文書の件名内の「工事設計書一式」とは「①工事設計書②説明書③工事総括数量表④総括書⑤工種別総括書⑥内訳書⑦内訳明細書⑧代価明細書⑨共通仮設費・イメージアップ経費算出表⑩諸経費算出表⑪管弁類材料集計表(表紙)⑫管弁類材料工種別総括書⑬管弁類材料内訳書⑭給水管類材料内訳明細書⑮特記仕様書」のいずれか(複数)を含む。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。